

第 100 回

定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日時

2020年6月24日（水曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

場所

東京都中央区日本橋兜町2番1号
東京証券取引所 2階 東証ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議
事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 会計監査人選任の件

議決権の事前行使のお願い

新型コロナウイルス感染防止のため、
可能な限り同封の議決権行使書用紙のご返信または
インターネット等による事前の議決権行使を
お願い申し上げます。

議決権行使期限

2020年6月23日（火）午後5時まで

お土産について

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

 平和不動産株式会社

証券コード：8803

当社の株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応については、下記ウェブサイトに掲載させていただきます。
<https://www.heiwa-net.co.jp/ir/stock/meeting.html>

株 主 各 位

東京都中央区日本橋兜町1番10号

平和不動産株式会社

代表取締役社長 土本清幸

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえまして、株主様の安全確保および感染防止のために、株主様には可能な限り書面（郵送）または電磁的方法（インターネット等）による議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、株主総会にご出席される株主様におかれましては、マスク着用などの感染防止にご配慮いただきご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月23日（火曜日）午後5時までには議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

| | | |
|---|------|--|
| 1 | 日 時 | 2020年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始午前9時） |
| 2 | 場 所 | 東京都中央区日本橋兜町2番1号 東京証券取引所 2階 東証ホール |
| 3 | 目的事項 | 報告事項 1. 第100期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件 2. 会計監査人および監査役会の第100期連結計算書類監査結果 報告の件 |
| | | 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 会計監査人選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、当日は本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

当社の株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応については、下記ウェブサイトに掲載させていただきます。
<https://www.heiwa-net.co.jp/ir/stock/meeting.html>

議決権行使のご案内

議決権のご行使には次の3つの方法がございます。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として、本招集ご通知をご持参ください。

日時

2020年6月24日(水曜日)
午前10時

書面（郵送）



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年6月23日(火曜日)
午後5時到着分まで

インターネット等



詳しくは
次ページを
ご覧ください

行使期限

2020年6月23日(火曜日)
午後5時入力分まで

1. 当日ご出席の場合は、議決権行使書用紙のご郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続はいずれも不要です。
2. 各議案について賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、「賛成」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

《インターネットによる開示に関するご案内》

- 次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定により、下記当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ① 事業報告のうち「会社の新株予約権等に関する事項」
 - ② 連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ③ 計算書類のうち「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、監査役が監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を下記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本招集ご通知の内容につきましては、早期に情報をご提供する観点から、本招集ご通知発送前に下記当社ウェブサイトに掲載いたしました。

当社ウェブサイト

<https://www.heiwa-net.co.jp/ir/stock/meeting.html>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

インターネット等による議決権行使のご案内

行使期限 2020年6月23日(火)午後5時入力分まで

スマートフォンをご利用の方 → 「スマート行使®」をご利用ください。

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

STEP 1 QRコードを読み取る

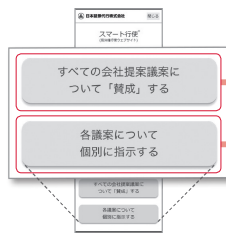


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。

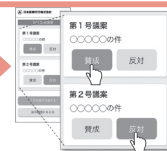
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

STEP 2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

STEP 3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

パソコン等をご利用の方 → 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

STEP 1

議決権行使ウェブサイトへアクセス

<https://www.e-sokai.jp>



STEP 2

インターネットによる議決権行使についてをお読みいただき、「次へすすむ」をクリック

STEP 3

議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

ご注意 ■書面とインターネット等により、重複して議決権をご行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

■議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

■インターネット接続等に係る費用は、株主様のご負担となります。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ先



インターネット等による議決権行使でご不明な点につきましては右記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル



0120-707-743

受付時間 午前9時～午後9時（土曜、日曜、祝日も受付）

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、再開発事業やビル賃貸事業をはじめとする長期的な事業を安定的に展開し、企業価値を増大させるために必要となる内部留保の重要性を考慮しつつ、中長期的な連結配当性向の水準を30%程度とすることを目標に利益配分を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の方針、当期の業績および今後の事業展開等を総合的に勘案したうえで、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- 1 配当財産の種類
金銭

- 2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 31円

総額 1,174,240,878円

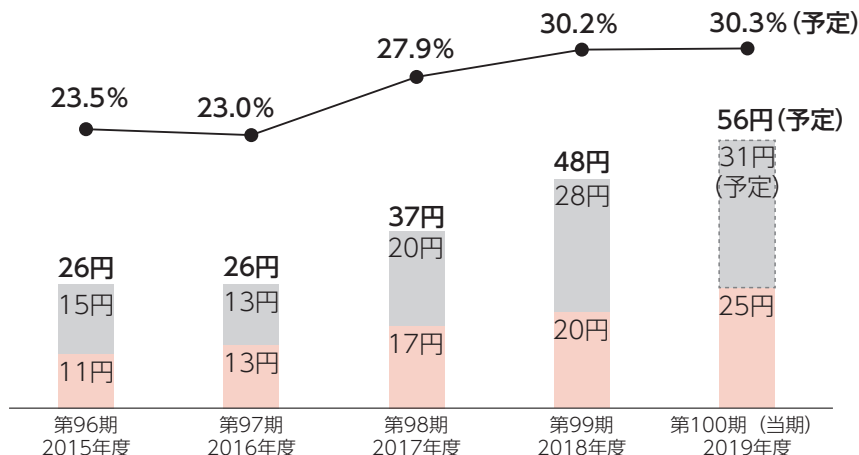
(注) 当期の年間配当は、中間配当25円と合わせて1株につき金56円となり、前期に比べ8円増配となります。

- 3 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月25日

<ご参考：1株当たり年間配当金／連結配当性向>

■ 中間配当 ■ 期末配当 ● 連結配当性向



(注) 第98期(2017年度)の1株当たり年間配当金には、創立70周年記念配当4円(中間2円、期末2円)が含まれております。

第2号議案 取締役9名選任の件

2019年12月20日をもって岩熊博之氏は取締役を辞任し、また現任の取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

なお、当社では取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、社外取締役が過半数を占める指名委員会を設置しておりますが、本総会に先立ちまして、この指名委員会が取締役候補者を審議のうえ取締役会に答申し、取締役会がその答申に基づき本案を決定いたしております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏名 | 現在の 当社における地位 | 在任 期間 | 取締役会 出席状況 (2019年度) |
|-----------|--|-------------------|----------|--------------------------|
| 1 | つちもと きよ ゆき 土本清幸 再任 | 代表取締役社長 社長執行役員 | 3年 | 14回/14回 (100%) |
| 2 | いわさき のり お 岩崎範郎 再任 | 代表取締役 常務執行役員 | 5年 | 14回/14回 (100%) |
| 3 | やまだ かず お 山田和雄 再任 | 取締役 常務執行役員 | 9年 | 14回/14回 (100%) |
| 4 | みずた ひろ き 水田廣樹 新任 | 執行役員 | 一年 | 一回/一回 (一%) |
| 5 | なか おとも はる 中尾友治 新任 | 執行役員 | 一年 | 一回/一回 (一%) |
| 6 | ます い き いちろう 増井喜一郎 再任 社外 独立役員 | 社外取締役 | 3年 | 14回/14回 (100%) |
| 7 | おお た じゅん じ 太田順司 再任 社外 独立役員 | 社外取締役 | 2年 | 13回/14回 (92.9%) |
| 8 | もり ぐち たか ひろ 森口隆宏 新任 社外 独立役員 | — | 一年 | 一回/一回 (一%) |
| 9 | うつのみや じゅん こ 宇都宮純子 新任 社外 独立役員 | — | 一年 | 一回/一回 (一%) |

候補者
番号

1

つちもと きよ ゆき **再任**
土本清幸 (1959年11月19日生)

所有する当社株式の数…………… 4,273株
取締役会出席状況…………… 14回／14回 (100%)
在任期間…………… 3年



招集／通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

略歴、地位および担当

1982年 4月 東京証券取引所入所
2004年 6月 株式会社東京証券取引所上場部長
2007年 6月 同社執行役員
2007年10月 東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）常任理事
2011年 4月 株式会社東京証券取引所常務執行役員
2013年 6月 同社常務取締役
2014年 6月 同社取締役常務執行役員
2016年 4月 同社取締役専務執行役員
2017年 6月 当社取締役
当社専務執行役員
当社不動産営業部管掌
2018年 6月 当社ビルディング事業部管掌（現任）
2019年 5月 当社代表取締役
当社社長業務代行
2019年12月 当社代表取締役社長（現任）
当社社長執行役員（現任）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

土本清幸氏は、2017年6月に取締役、2019年12月に代表取締役社長に就任し、当社の経営を担っております。これまで不動産営業部およびビルディング事業部を管掌し、当社の経営を的確かつ効率的に遂行する知識と経験を有しており、当社の企業価値向上に資することが期待できる人物であると判断したことから、取締役候補者として選任いたしました。

候補者
番号

2

いわ さき のり お
岩 崎 範 郎 再任
(1957年5月16日生)

所有する当社株式の数…………… 7,590株
取締役会出席状況…………… 14回／14回 (100%)
在任期間…………… 5年



略歴、地位および担当

1981年4月 東京証券取引所入所
2004年6月 株式会社東京証券取引所総務部長
2007年6月 同社財務部長
2007年8月 株式会社東京証券取引所グループ財務部長
2009年6月 同社執行役
2013年1月 株式会社日本取引所グループ執行役
2013年6月 株式会社東京証券取引所執行役員
2014年6月 当社常務執行役員（現任）
当社財務部管掌（現任）
2014年11月 当社企画総務部（総務）管掌（現任）
2015年1月 当社法務室管掌（現任）
2015年6月 当社取締役
2019年12月 当社代表取締役（現任）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

岩崎範郎氏は、2015年6月に取締役、2019年12月に代表取締役に就任し、当社の経営を担っております。これまで財務部、企画総務部（総務）および法務室を管掌し、当社の経営を的確かつ効率的に遂行する知識と経験を有しており、当社の企業価値向上に資することが期待できる人物であると判断したことから、取締役候補者として選任いたしました。

候補者
番号

3

やま だ かず お
山 田 和 雄

再任

(1957年2月24日生)

所有する当社株式の数…………… 15,853株
取締役会出席状況…………… 14回/14回 (100%)
在任期間…………… 9年



招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

略歴、地位および担当

1980年4月 当社入社
2004年12月 当社ビルディング事業部長
2006年7月 当社ビルディング事業部長兼札幌支店長
2007年4月 当社財務部長
2009年6月 当社執行役員
2010年6月 当社総務本部副本部長・企画財務グループリーダー
2011年6月 当社取締役（現任）
当社常務執行役員（現任）
当社総務企画本部長
2014年6月 当社不動産ソリューション部管掌
2016年6月 当社開発企画部（開発）管掌
2018年6月 当社開発推進部（開発）管掌（現任）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

山田和雄氏は、2011年6月に取締役に就任し、当社の経営を担っております。これまで財務部長および総務企画本部長を歴任、不動産ソリューション部、開発企画部（開発）および開発推進部（開発）を管掌し、当社の経営を的確かつ効率的に遂行する知識と経験を有しており、当社の企業価値向上に資することが期待できる人物であると判断したことから、取締役候補者として選任いたしました。

候補者
番号

4

みず た ひろ き
水 田 廣 樹 新任
(1964年6月23日生)

所有する当社株式の数…………… 6,129株
取締役会出席状況…………… -回/-回 (-%)
在任期間…………… -年



略歴、地位および担当

1987年4月 当社入社
2007年4月 当社大阪支店長
2010年6月 当社名古屋支店長
2012年6月 当社賃貸事業本部ビルリーシンググループリーダー部長
2013年6月 当社執行役員（現任）
当社賃貸事業本部ビル事業グループリーダー
2014年4月 当社大阪支店営業担当
2014年6月 当社大阪支店長（現任）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

水田廣樹氏は、ビル部門等における豊富な知識、経験を有し、取締役の職務を適切に遂行することが可能な能力・見識を有しており、当社の企業価値向上に資することが期待できる人物であると判断したことから、取締役候補者に選任いたしました。

候補者
番号

5

なか おとも はる 新任
中 尾 友 治 (1964年12月6日生)

所有する当社株式の数…………… 3,675株
取締役会出席状況…………… -回/-回 (-%)
在任期間…………… -年



招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

略歴、地位および担当

1987年4月 東京証券取引所入所
2006年7月 日本駐車場開発株式会社入社管理本部長
2009年6月 株式会社ホリプロ社外監査役
2009年10月 日本駐車場開発株式会社取締役総務本部長
2011年8月 当社総務企画本部企画財務グループ部長
2013年6月 当社総務企画本部企画財務グループリーダー部長
2014年6月 当社執行役員（現任）
当社企画総務部長
2014年11月 当社企画総務部（企画）管掌（現任）
当社投資と成長が生まれる街づくり協議会事務局室管掌
2015年5月 当社街づくり推進室管掌
2018年6月 当社開発推進部（企画）管掌（現任）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

中尾友治氏は、企画部門等における豊富な知識、経験を有し、取締役の職務を適切に遂行することが可能な能力・見識を有しており、当社の企業価値向上に資することが期待できる人物であると判断したことから、取締役候補者に選任いたしました。

候補者
番号

6

ます い き いちろう
増 井 喜一郎

再任 社外 独立役員
(1950年7月16日生)

所有する当社株式の数…………… 1,533株
取締役会出席状況…………… 14回／14回 (100%)
在任期間…………… 3年



略歴、地位および担当

1973年 4月 大蔵省入省
2000年 6月 大蔵省近畿財務局長
2003年 7月 金融庁総務企画局長 (2005年8月退任)
2005年 9月 日本証券業協会専務理事
2006年 5月 日本証券業協会副会長 (2013年6月退任)
2012年 6月 株式会社東京証券会館取締役 (2017年6月退任)
2013年 7月 日本投資者保護基金理事長 (2018年6月退任)
2014年 6月 公益財団法人日本証券経済研究所理事長 (現任)
2016年 6月 株式会社日本格付研究所社外取締役 (現任)
2017年 6月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

公益財団法人日本証券経済研究所 理事長
株式会社日本格付研究所 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

増井喜一郎氏は、公益財団法人日本証券経済研究所の理事長を務めております。これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、金融・証券界で培われた専門的な知識、経験等に基づき、独立した客観的な立場により当社の取締役会の監督機能の強化等に適切な役割を担っており、当社の企業価値向上に資することが期待できる人物であると判断したことから、社外取締役候補者として選任いたしました。

独立性について

増井喜一郎氏が理事長を務める公益財団法人日本証券経済研究所と当社との間には、不動産賃貸に係る取引がありますが、取引額の占める割合は当社連結営業収益（連結売上高）の1%未満であり、同氏は当社が定める「独立役員の独立性判断基準」（16頁参照）における当社の主要な取引先（基準：当社連結営業収益（連結売上高）の2%超）の業務執行者に該当しないため、同基準に定める各項のいずれにも該当いたしません。

このことから、同氏は当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有するものと判断しております。

なお、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は引き続き独立役員となる予定であります。

候補者
番号

7

おお た じゅん じ
太 田 順 司 再任 社外 独立役員
(1948年2月21日生)

所有する当社株式の数…………… 467株
取締役会出席状況…………… 13回／14回 (92.9%)
在任期間…………… 2年



招集ノ通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

略歴、地位および担当

1971年4月 新日本製鐵株式会社（現日本製鐵株式会社）入社
2001年6月 同社取締役関連会社部長
2003年4月 同社取締役経営企画部長
2005年4月 同社常務取締役
2008年6月 同社常任監査役（2012年6月退任）
2011年5月 公益社団法人日本監査役協会会長（2014年11月退任）
2012年6月 新日本製鐵株式会社（現日本製鐵株式会社）常任顧問（2014年6月退任）
新日鉄エンジニアリング株式会社（現日鉄エンジニアリング株式会社）社外監査役（2016年6月退任）
株式会社企業再生支援機構（現株式会社地域経済活性化支援機構）社外監査役（2018年6月退任）
2014年7月 新日鐵住金株式会社（現日本製鐵株式会社）顧問（2015年6月退任）
2014年11月 公益社団法人日本監査役協会最高顧問（2016年11月退任）
2016年7月 日本証券業協会公益理事・自主規制会議議長・副会長（2019年6月退任）
2018年6月 当社社外取締役（現任）
株式会社東芝社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社東芝社外取締役

社外取締役候補者とした理由

太田順司氏は、新日本製鐵株式会社（現日本製鐵株式会社）の取締役を務めた経歴を持ち、経営者としての実績を有しております。会社経営における深い知識、経験等に基づき、独立した客観的な立場により当社の取締役会の監督機能の強化等に適切な役割を担っており、当社の企業価値向上に資することが期待できる人物であると判断したことから、社外取締役候補者として選任いたしました。

独立性について

太田順司氏は、当社との間に取引関係等はなく、当社が定める「独立役員の独立性判断基準」（16頁参照）に定める各項目のいずれにも該当いたしません。

このことから、同氏は当社との人的関係、資本的关系、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有するものと判断しております。

なお、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は引き続き独立役員となる予定であります。

候補者
番号

8

もり ぐち たか ひろ
森 口 隆 宏 (1944年5月22日生)
[新任] [社外] [独立役員]



所有する当社株式の数…………… 0株
取締役会出席状況…………… -回/-回 (-%)
在任期間…………… 一年

略歴、地位および担当

1967年4月 株式会社東京銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行
1995年6月 同社取締役、ユニオン・バンク取締役副会長（1997年5月退任）
1996年4月 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）取締役
1997年5月 ユニオンバンク・コーポレーション頭取（2001年6月退任）
ユニオン・バンク・オブ・カリフォルニア頭取（2001年6月退任）
2000年6月 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）常務取締役
2001年7月 同社常務取締役トレジャリー部門長兼EC推進部門長
2003年5月 同社代表取締役副頭取グローバル企業部門長
2004年5月 同社代表取締役副頭取業務全般総括（2005年6月退任）
2005年6月 同社常任顧問
2006年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）常任顧問（2006年1月退任）
2006年2月 J.P.モルガン証券会社（現JPモルガン証券株式会社）会長
2006年4月 JPモルガン証券株式会社取締役会長
2006年6月 同社代表取締役会長兼CEO兼社長
2007年9月 同社代表取締役会長（2016年6月退任）
2016年7月 同社シニアアドバイザー（2016年12月退任）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

社外取締役候補者とした理由

森口隆宏氏は、株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の代表取締役副頭取、JPモルガン証券株式会社の代表取締役会長を務めた経歴を持ち、経営者としての実績を有しております。金融・証券における深い知識と、会社経営における経験等に基づき、独立した客観的な立場により当社の取締役会の監督機能の強化等に適切な役割を担い、当社の企業価値向上に資することが期待できる人物であると判断したことから、社外取締役候補者として選任いたしました。

独立性について

森口隆宏氏は、当社との間に取引関係等はなく、当社が定める「独立役員の独立性判断基準」（16頁参照）に定める各項のいずれにも該当いたしません。

このことから、同氏は当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有するものと判断しております。

なお、新たに株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。

候補者
番号

9

うつのみや じゅん こ
宇都宮 純 子 新任 社外 独立役員
(1971年6月21日生)

戸籍上の氏名 森田 純子

所有する当社株式の数…………… 0株
取締役会出席状況…………… -回 / -回 (-%)
在任期間…………… 一年



招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

略歴、地位および担当

2000年4月 弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所入所
2007年10月 東京証券取引所出向 (2009年まで)
2011年11月 宇都宮総合法律事務所開設
2012年6月 株式会社スタートトゥデイ (現株式会社ZOZO) 社外監査役 (現任)
2013年4月 株式会社ソラスト社外監査役 (現任・2020年6月退任予定)
2013年9月 株式会社アドベンチャー社外取締役 (現任)
2018年2月 宇都宮・清水・陽来法律事務所開設 共同代表パートナー (現任)
2018年10月 ラクスル株式会社社外監査役
2019年10月 同社社外取締役 (監査等委員) (現任)

重要な兼職の状況

宇都宮・清水・陽来法律事務所共同代表パートナー
株式会社ZOZO社外監査役
株式会社ソラスト社外監査役 (2020年6月退任予定)
株式会社アドベンチャー社外取締役
ラクスル株式会社社外取締役 (監査等委員)

社外取締役候補者とした理由

宇都宮純子氏は、弁護士として企業法務に携わった経歴を持ち、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、法曹界で培われた専門的な知識、経験等に基づき、独立した客観的な立場により当社の取締役会の監督機能の強化等に適切な役割を担い、当社の企業価値向上に資することが期待できる人物であると判断したことから、社外取締役候補者として選任いたしました。

独立性について

宇都宮純子氏は、当社との間に取引関係等はなく、当社が定める「独立役員の独立性判断基準」(16頁参照)に定める各項のいずれにも該当いたしません。
このことから、同氏は当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有するものと判断しております。
なお、新たに株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 増井喜一郎氏、太田順司氏、森口隆宏氏および宇都宮純子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、増井喜一郎氏および太田順司氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、両氏の再任が承認された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、森口隆宏氏および宇都宮純子氏が選任された場合は、当社は両氏との間で、同様の契約を締結する予定であります。なお、現在当社はすべての社外取締役と当該契約を締結しております。
4. 増井喜一郎氏および太田順司氏は、2019年10月に公表した当社元従業員による不正行為について、事前には当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等においてコンプライアンス等の重要性について注意喚起しており、当該事実の発覚後は、速やかな事実関係および原因の究明を求めるとともに、再発防止策の策定等に関して必要な提言を行いました。
5. 太田順司氏は、株式会社東芝の社外取締役ですが、その在任中に、同社の子会社（連結孫会社）を契約当事者とする架空取引、循環取引が判明しました。当該子会社による主体的な関与、意図的な関与、組織的な関与は認められず、また、同氏は、事前には当該事実を認識しておりませんでした。日頃から株式会社東芝においてグループコンプライアンス等の観点に立った提言を適宜行うとともに、本件事実の判明後においては再発防止策のための意見表明を行うなど、その職責を適切に遂行しておりました。
6. 宇都宮純子氏は、株式会社アドベンチャーの社外取締役ですが、その在任中、同社の子会社の従業員による着服行為が判明しております。同氏は、事前には当該事実について認識しておりませんでした。日頃から同社において法令順守およびコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、本件事実の判明後においては徹底的な調査および再発防止策の策定を要請し、同社の取組みを監督するなど、その職責を適切に遂行しておりました。

〈ご参考：取締役候補者の専門性〉

| 取締役候補者 | 男性● 女性○ | 独立性 (社外のみ) | 企業経営 | 財務・会計 | 法務 | 金融・証券 | 企画・営業 | 国際性 |
|--------|------------|---------------|------|-------|----|-------|-------|-----|
| 土本清幸 | ● | － | ● | | | ● | ● | |
| 岩崎範郎 | ● | － | ● | ● | | ● | | |
| 山田和雄 | ● | － | ● | ● | | | ● | |
| 水田廣樹 | ● | － | | | | | ● | |
| 中尾友治 | ● | － | | | | ● | ● | |
| 増井喜一郎 | ● | ● | | | | ● | ● | |
| 太田順司 | ● | ● | ● | ● | | | ● | |
| 森口隆宏 | ● | ● | ● | | | ● | ● | ● |
| 宇都宮純子 | ○ | ● | | | ● | | | |

※上記一覧表は、取締役候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

【ご参考】

独立役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」という。）について、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、次の2. に掲げる基準に該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断しています。

1. 社外役員の選任方針

社外役員の選任に当たっては、当人との間には人的関係、資本的关系、取引関係その他利害関係がないことが望ましいと考えています。ただし、当社の業容をよく理解し、当社の事業展開上、有益な役割が期待し得ることも重視しています。

2. 社外役員の独立性基準

- (1) 当社の主要な取引先の業務執行者 ※注1、注2
- (2) 当社を主要な取引先とする者の業務執行者 ※注3
- (3) 当社の主要な借入先の業務執行者 ※注4
- (4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等 ※注5
- (5) 当社から多額の寄付を受けている者の業務執行者 ※注6
- (6) 当社の主要株主の業務執行者 ※注7
- (7) 上記(1)～(6)に該当する者の近親者 ※注8
- (8) 上記(1)～(7)に過去3年間において該当していた者

- (注) 1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役および執行役員をいう。
2. 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の連結営業収益の2%を超える額の支払いを当社に行っている者をいう。
3. 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の連結営業収益の2%を超える額の支払いを当社から受けている者をいう。
4. 「主要な借入先」とは、直近事業年度において当社の連結総資産の2%を超える額の融資を当社に行っている者をいう。
5. 「多額の金銭その他の財産」とは、年間1,000万円を超える額の支払いをいう。
6. 「多額の寄付」とは、年間1,000万円を超える額の寄付をいう。
7. 「主要株主」とは、直近の事業年度において発行済株式の総数の10%以上の株式を有している株主をいう。
8. 「近親者」とは、二親等以内の親族をいう。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である東陽監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、監査役会の決定に基づき、新たに有限責任 あずさ監査法人を会計監査人に選任することにつき、承認をお願いするものであります。

1. 有限責任 あずさ監査法人を会計監査人の候補者とした理由

会計監査の充実に向けた努力が関係各方面において積み重ねられるなか、監査役会としても会計監査人の品質管理等について客観的に把握する観点から「会計監査人再評価制度」を創設いたしました。また、本制度の創設に先立ち、前期には「会計監査人の選定基準」および「会計監査人の評価および再任の判断の基準」について見直しを行いました。

本制度は、現任会計監査人監査の有効性等について、他の監査法人とこれまでの当社における監査実績等を考慮することなく比較評価する機会を10年ごとに設けることによって、同一監査法人の再任が長期間継続するなかでは見えてこない部分を把握し、継続的に会計監査の実効性を高めようとするものであります。

現任の会計監査人からはこれまで適切かつ妥当な会計監査を受けてまいりましたが、同制度を実施した結果、当社の経営や事業環境の特性に即し、新たな助言や会計監査業務の効率化等への期待を含め総合的に勘案し、有限責任 あずさ監査法人が会計監査人候補者として適任であると判断いたしました。

2. 会計監査人候補者

会計監査人候補者の概要は、次のとおりであります。

(2020年3月31日現在)

| | | | |
|-----------------|--------------|--|--------|
| 名 称 | 有限責任 あずさ監査法人 | | |
| 事 務 所 | 主たる事務所 | 東京都新宿区津久戸町1番2号 | |
| | 事業所数 | 12か所 | |
| 沿 革 | 1969年7月 | 監査法人朝日会計社設立 | |
| | 1985年7月 | 監査法人朝日新和会計社設立 | |
| | 1993年10月 | 井上斎藤英和監査法人（1978年4月設立）と合併し、名称を朝日監査法人とする | |
| | 2004年1月 | あずさ監査法人（2003年2月設立）と合併し、名称をあずさ監査法人とする | |
| | 2010年7月 | 有限責任監査法人へ移行し、名称を有限責任 あずさ監査法人とする | |
| 概 要 | 資本金 | 3,000百万円 | |
| | 構成人員 | 公認会計士 | 3,167名 |
| | | 会計士試験合格者等 | 1,087名 |
| | | 監査補助職員 | 1,107名 |
| | | その他職員 | 744名 |
| | | 合 計 | 6,105名 |
| クライアント数（監査証明業務） | 3,701社 | | |

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

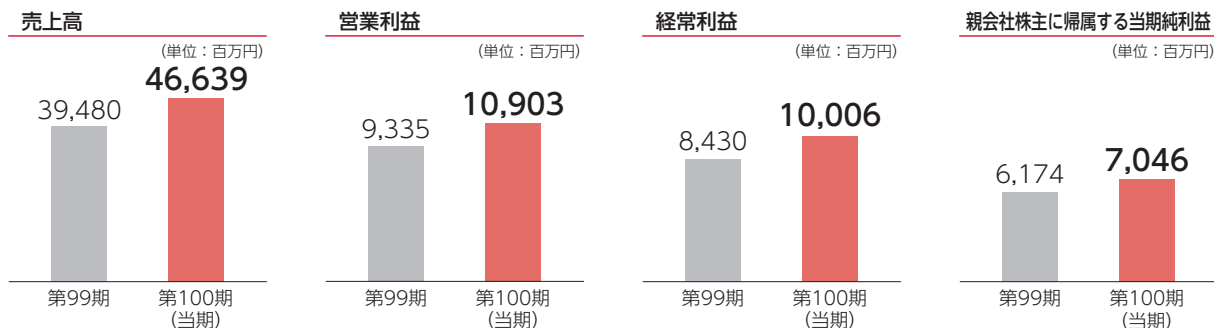
当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等が継続したものの、2019年10月に実施された消費税の増税、米中通商問題等による海外経済の不確実性の高まりに加え、世界的に広がる新型コロナウイルスの感染拡大の影響による国内外の経済の下振れリスクや金融資本市場の変動の影響等により、先行きが懸念される不透明な状況で推移いたしました。

不動産業界におきましては、賃貸オフィス市場については、景気回復を背景とした企業の移転、拡張等に伴うオフィス需要により空室率が低水準で推移し、賃料水準の上昇傾向が継続いたしました。不動産投資市場については、良好な資金調達環境を背景に積極的な物件取得は継続しており、J-REIT市場は堅調に推移いたしました。また、足許においては、新型コロナウイルスの感染拡大が不動産市況に与える影響に対する懸念が強まっております。

このような事業環境のもと、当社グループは、2017年度から2019年度までの中長期経営計画 over the “NEXT DECADE”フェーズⅡにおいて、日本橋兜町・茅場町再開発プロジェクトの着実な推進等により、持続的な企業価値向上を目指して事業成長基盤を構築する期間と位置付け、事業に取り組んでまいりました。

この結果、当社グループの連結業績につきましては、売上高は466億39百万円（前期比71億59百万円、18.1%増）、営業利益は109億3百万円（同15億68百万円、16.8%増）、経常利益は100億6百万円（同15億75百万円、18.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は70億46百万円（同8億72百万円、14.1%増）となり、中長期経営計画over the “NEXT DECADE”において計数目標として掲げた2023年度の連結営業利益100億円台を4年間前倒しで達成するとともに過去最高益を更新いたしました。

事業別の概況は、次のとおりであります。





賃貸事業

主な事業内容

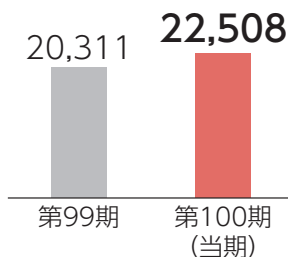
証券取引所、オフィス、商業施設および住宅等の開発、賃貸、管理ならびに運営等

賃貸事業のうち、ビル賃貸収益は、前期に取得したホテルエミシア札幌（北海道札幌市）および栄サンシティービル（愛知県名古屋市中区）ならびに第2四半期に取得したソララプラザ（宮城県仙台市）の賃貸収益貢献および東京証券取引所ビル（東京都中央区）をはじめとした保有資産の賃料増額改定等により、205億60百万円（前期比17億93百万円、9.6%増）となりました。この内訳は、証券取引所賃貸収益33億17百万円、一般オフィス賃貸収益139億31百万円、商業施設賃貸収益33億11百万円であります。これに賃貸資産売上高等を含めた本事業の売上高は225億8百万円（同21億96百万円、10.8%増）、営業利益は上記に加え、前期に計上した兜町第5平和ビル（東京都中央区）の改築に伴う修繕費の減少等により、90億80百万円（同19億22百万円、26.9%増）となりました。

なお、当連結会計年度末における当社の賃貸用ビルの空室率は、1.72%となりましたが、これは日本橋兜町・茅場町再開発のための貸し止めを含んでおり、これを除くと1.22%であります。

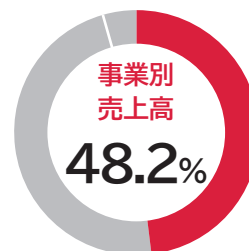
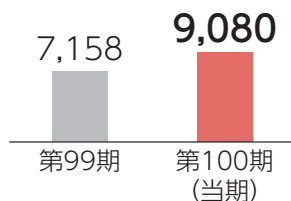
売上高

(単位：百万円)



営業利益

(単位：百万円)





不動産ソリューション事業

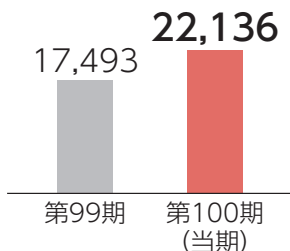
主な事業内容

収益用不動産の開発、売却、運用およびマネジメント、住宅の開発および販売ならびに不動産の仲介等

不動産ソリューション事業のうち、マネジメントフィーは11億96百万円（前期比1億14百万円、8.7%減）、開発不動産売上高はたな卸資産の売却が増加したことから180億50百万円（同47億67百万円、35.9%増）となりました。これに開発不動産賃貸収益等および仲介手数料を加えました本事業の売上高は、221億36百万円（同46億42百万円、26.5%増）、営業利益はたな卸資産売却益の減少等により31億28百万円（同2億70百万円、8.0%減）となりました。

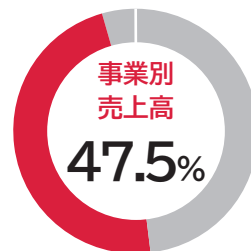
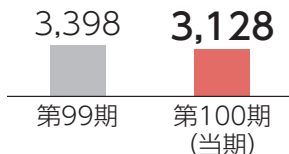
売上高

(単位：百万円)



営業利益

(単位：百万円)



その他の事業

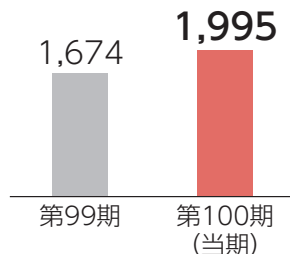
主な事業内容

建物設備保守管理および改修工事請負ならびに保険代理店業務等

その他の事業の売上高は19億95百万円（前期比3億20百万円、19.1%増）、営業利益は1億80百万円（同21百万円、10.8%減）となりました。

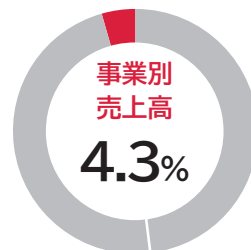
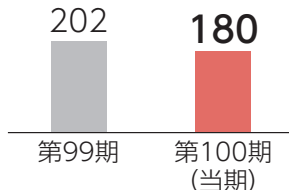
売上高

(単位：百万円)



営業利益

(単位：百万円)



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、「ソラプラザ」(宮城県仙台市)の取得等により、総額126億33百万円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは2014年に中長期経営計画over the “NEXT DECADE”を策定し、日本橋兜町・茅場町の再活性化に取り組むことにより、街づくりに貢献する会社へ成長することに挑戦してまいりました。その結果、日本橋兜町・茅場町再活性化プロジェクトの第1弾プロジェクトとなるKABUTO ONEの事業化に成功するとともに外部成長・内部成長等における高い成果を実現いたしました。さらには、計数目標として掲げた2023年度の連結営業利益100億円台を2019年度に4年間前倒しで達成するとともに過去最高益を更新いたしました。

一方、自然災害リスク対応の必要性、コーポレート・ガバナンスの進展、ESG・SDGsに対する意識の高まり等、当社グループを取り巻く経営環境は大きく変化しております。

また、わが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、先行きについては、厳しい状況が継続すると見込まれ、国内外経済をさらに下振れさせるリスクや金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

不動産業界におきましては、賃貸オフィス市場については、ワークスタイルおよびライフスタイルの多様化等の様々な変化や新型コロナウイルス感染拡大による企業業績の下振れ等が賃貸オフィスの需要へ与える影響にも注意が必要です。また、不動産投資市場については、新型コロナウイルス感染拡大の影響による不動産価格や不動産投資意欲等の動向を注視する必要があります。

このような外部環境の変化への対応に加え、順調に推移した前中長期経営計画の事業戦略を継承しつつ、さらに進展させるため、2020年度から2023年度までを計画期間とした新中期経営計画「Challenge & Progress」を策定いたしました。

◇平和不動産グループが目指す姿

「街づくりに貢献する会社」として、環境・社会課題の解決や各ステークホルダーとの双方向のコミュニケーションを通じて満足度を高めることにより、サステナブルな社会の実現に貢献するとともに企業価値の向上を図ります。

「街づくりに貢献する会社としてサステナブルな社会の実現への貢献」

日本橋兜町・茅場町の再活性化、札幌再開発事業、アセットマネジメント等に取り組み、環境・防災力に配慮した安心・安全な街づくりを推進し、サステナブルな社会の実現に貢献いたします。

「上場不動産会社としての株主価値の向上」

当社グループが持つ企業価値の源泉を最大限に活用し、不動産の付加価値を創出・実現することにより、資本効率を高め、株主へ還元することにより株主価値を向上いたします。

◇新中期経営計画「Challenge & Progress」(2020年度～2023年度)の位置付け

日本橋兜町・茅場町再活性化、札幌再開発の事業化、外部成長・内部成長を通じた付加価値創出のビジネスモデルに転換するとともに、サステナビリティ施策の推進による社会課題の解決に貢献することにより、「街づくりに貢献する会社」として挑戦・飛躍をしていく期間と位置付けます。

◇事業戦略(2020年度～2023年度)

(1) 再開発事業

① 日本橋兜町・茅場町の再活性化

KABUTO ONEに加え、新たなプロジェクトを始動させることにより、街づくりをカタチにするとともに、街づくり対象エリア全体の賑わい創出や「国際金融都市・東京」構想への貢献等に取り組むことによりサステナブルかつ多様性のある街づくりを推進いたします。

② 札幌再開発事業化の推進

道銀ビルディング再開発を事業化するとともに、札幌駅南口北4西3地区(札幌駅前合同ビル所在街区)市街地再開発事業に参画することにより、札幌再開発事業を本格的に推進いたします。

(2) ビルディング事業

① 外部成長・内部成長等の推進

新規賃貸資産の取得によりポートフォリオを積み上げるとともに、ポートフォリオ入替えの過程において物件売却益を獲得いたします。また、賃貸オフィス市場の動向に基づいた賃料増額改定を実行することによりポートフォリオの収益性向上を図ります。

② 環境性能・防災力の向上を目的としたサステナブルなビル運営等の推進

環境配慮、防災力向上等の社会課題解決に対応したビル運営・設備投資を実施することにより、長期的な目線においてCO₂の削減等に取り組めます。

※従来の「賃貸事業」を「ビルディング事業」に名称変更しております。

(3) アセットマネジメント事業

① アセットマネジメント収益等の拡大

平和不動産リート投資法人の成長サポート等により、アセットマネジメントフィー等の当社グループ収益の拡大を図ります。

② たな卸資産の売却等による収益獲得

開発、リースアップ、リニューアル工事等を行い、価値を最大化した上での収益物件売却やHFレジデンスシリーズの開発等により、収益の獲得を目指します。

※従来の「不動産ソリューション事業」を「アセットマネジメント事業」に名称変更しております。

(4) コーポレート

① 資本コストおよび資本効率を意識した資本政策の推進

資本コストおよび資本効率を意識した資本政策を推進するため、KPIとして2020年度から2023年度の期間において、ROE6%以上、連結総還元性向70%程度（2023年までに連結配当性向50%程度）の目標を設定いたします。

※新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、2020年度はROE5%以上を目標とします。

② コーポレート・ガバナンスの強化

買収防衛策期限に向けた対応、政策保有株式の縮減、役員報酬体系の継続検討等により、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を図ります。また、役職員のコンプライアンス意識の向上をはじめとしたコンプライアンス強化を推進いたします。

③ サステナビリティ経営の実践

サステナブルな社会および成長を実現するため、企業活動を通じて社会課題の解決、SDGsへの貢献に取り組むため、(仮称)サステナビリティ委員会を設置し、経営陣および幹部社員がPDCAをモニタリングすることにより実効性を高めます。また、従業員の健康増進、社内コミュニケーションの強化を図り、組織の活力を高めることにより企業価値向上を目指します。

なお、当連結会計年度においては、当社の元従業員の不正行為が発覚いたしました。株主の皆様をはじめ取引先および関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

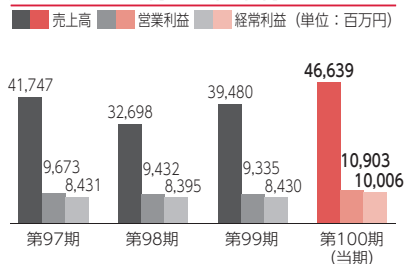
当社におきましては、役職員の意識改革、管理体制の強化・充実等、内部通報制度の充実等の再発防止策を着実に実行しており、さらなるコンプライアンスの強化を徹底してまいりますので、引き続き、格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況

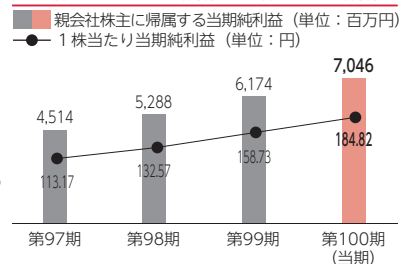
| 区 分 | 第97期 (2016年度) | 第98期 (2017年度) | 第99期 (2018年度) | 第100期 (当連結会計年度) (2019年度) |
|-------------------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 41,747 | 32,698 | 39,480 | 46,639 |
| 営 業 利 益 (百万円) | 9,673 | 9,432 | 9,335 | 10,903 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 8,431 | 8,395 | 8,430 | 10,006 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円) | 4,514 | 5,288 | 6,174 | 7,046 |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) | 113.17 | 132.57 | 158.73 | 184.82 |
| 総 資 産 (百万円) | 293,025 | 300,243 | 335,572 | 339,545 |
| 純 資 産 (百万円) | 97,524 | 104,900 | 109,075 | 107,302 |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円) | 2,444.84 | 2,630.07 | 2,819.82 | 2,837.29 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は期末発行済株式数により算定しております。
なお、期中平均発行済株式数および期末発行済株式数は、自己株式を控除しております。
2. 当連結会計年度より新たに業績連動型株式報酬制度「役員向け株式給付信託」を導入しております。同制度に係る信託が所有する当社株式は、連結計算書類において自己株式として計上しており、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定する際に当該株式の数を自己株式の数に含めております。

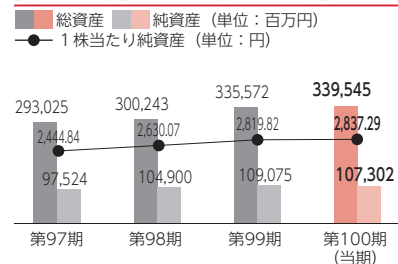
売上高／営業利益／経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益／1株当たり当期純利益



総資産／純資産／1株当たり純資産



(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 百万円 | 当社の議決権比率 % | 主要な事業内容 |
|---------------------|------------|---------------|-------------------------------|
| 平和サービス株式会社 | 134 | 100.0 | 建物設備保守管理および改修工事請負、保険代理店業務等 |
| ハウジングサービス株式会社 | 95 | 100.0 | 不動産の仲介等 |
| 平和不動産アセットマネジメント株式会社 | 295 | 100.0 | 平和不動産リート投資法人の資産運用 |
| 株式会社東京証券会館 | 100 | 100.0 | 不動産の所有および賃貸、ホール・会議室および飲食店の経営等 |

(7) 主要な事業内容

| 事業区分 | 主要な事業内容 |
|--------------|--|
| 賃貸事業 | 証券取引所、オフィス、商業施設および住宅等の開発、賃貸、管理ならびに運営等 |
| 不動産ソリューション事業 | 収益用不動産の開発、売却、運用およびマネジメント、住宅の開発および販売ならびに不動産の仲介等 |
| その他の事業 | 建物設備保守管理および改修工事請負ならびに保険代理店業務等 |

(8) 主要な営業所

| 会社名 | 所在地 |
|---------------------|--|
| 平和不動産株式会社 | 本店：東京都中央区 名古屋支店：名古屋市中区 札幌支店：札幌市中央区 大阪支店：大阪市中央区 福岡支店：福岡市中央区 |
| 平和サービス株式会社 | 本店：東京都中央区 名古屋支店：名古屋市中区 大阪支店：大阪市中央区 |
| ハウジングサービス株式会社 | 大阪市中央区 |
| 平和不動産アセットマネジメント株式会社 | 東京都中央区 |
| 株式会社東京証券会館 | 東京都中央区 |

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分 | 従業員数 | 前期末比増減 |
|--------------|------|--------|
| 賃貸事業 | 75名 | △2名 |
| 不動産ソリューション事業 | 84名 | +1名 |
| その他の事業 | 50名 | 0名 |
| 全社（共通） | 28名 | +2名 |
| 計 | 237名 | +1名 |

(注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 106名 | △2名 | 43.0才 | 15.5年 |

(注) 従業員数は、就業人員数であります。

(10) 主要な借入先および借入額

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|--------|
| | 百万円 |
| 株式会社りそな銀行 | 29,872 |
| 株式会社七十七銀行 | 19,180 |
| 株式会社三井住友銀行 | 18,300 |
| 株式会社みずほ銀行 | 18,080 |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 8,500 |

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 110,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 38,859,996株 (自己株式981,258株を含む。)
 (3) 株 主 数 17,664名
 (4) 大 株 主

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持株比率 |
|---|-------|-------|
| | 千株 | % |
| 三 菱 地 所 株 式 会 社 | 4,274 | 11.28 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 2,856 | 7.54 |
| CGML PB CLIENT ACCOUNT / COLLATERAL | 2,646 | 6.99 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 2,180 | 5.76 |
| JP MORGAN CHASE BANK 3 8 5 6 3 2 | 1,859 | 4.91 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5) | 741 | 1.96 |
| DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO | 687 | 1.82 |
| JP MORGAN CHASE BANK 3 8 5 1 5 1 | 639 | 1.69 |
| BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC / ABERDEEN STANDARD SICAV I CLIENT ASSETS | 605 | 1.60 |
| 大 成 建 設 株 式 会 社 | 532 | 1.41 |

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (981,258株) を控除して計算しております。
 2. 当社は、自己株式981,258株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。なお、「役員向け株式給付信託」の信託財産として、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する当社株式60,200株は、当該自己株式に含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

①自己株式の取得

当社は2019年4月25日開催の取締役会におきまして、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議を行い、以下のとおり取得いたしました。

| | |
|---------------|------------------------|
| 取得対象株式の種類および数 | 普通株式800,000株 |
| 取得価額の総額 | 1,947,844,658円 |
| 取得した期間 | 2019年4月26日～2019年10月31日 |

②自己株式の消却

当社は、2019年4月25日開催の取締役会におきまして、会社法第178条の規定に基づき、保有する自己株式の一部を消却することを決議し、2019年5月31日に消却を完了しております。

| | |
|---------------|----------------|
| 消却する株式の種類および数 | 普通株式1,200,000株 |
| 消却後の発行済株式総数 | 38,859,996株 |
| 消却日 | 2019年5月31日 |

③取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入

当社は、2019年6月26日開催の第99回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。）および執行役員（国内非居住者を除く。）を対象とした新たな業績連動型株式報酬制度「役員向け株式給付信託」（以下、「本制度」という。）を導入しております。

当連結会計年度末において、本制度に基づき信託が保有する当社株式数は60,200株であります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

| 地 位 | 氏 名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|-------------------|---------|--|
| 代表取締役社長 社長執行役員 | 土 本 清 幸 | ビルディング事業部管掌 |
| 代表取締役 常務執行役員 | 岩 崎 範 郎 | 企画総務部（総務）、財務部、法務室管掌 |
| 取 締 役 常務執行役員 | 山 田 和 雄 | 開発推進部（開発）管掌 |
| 取 締 役 執 行 役 員 | 林 信 一 | ビルディング事業部副管掌 |
| 社 外 取 締 役 | 藍 澤 基 彌 | 藍澤証券株式会社相談役 |
| 社 外 取 締 役 | 齊 田 國太郎 | 住友大阪セメント株式会社社外取締役 キャノン株式会社社外取締役 |
| 社 外 取 締 役 | 増 井 喜一郎 | 公益財団法人日本証券経済研究所理事長 株式会社日本格付研究所社外取締役 |
| 社 外 取 締 役 | 太 田 順 司 | 株式会社東芝社外取締役 |
| 常 勤 監 査 役 | 加 藤 尚 人 | |
| 常勤社外監査役 | 広 瀬 雅 行 | |
| 社 外 監 査 役 | 椿 慎 美 | セイコーエプソン株式会社社外取締役（監査等委員） |
| 社 外 監 査 役 | 関 根 淳 | 株式会社SBJ銀行社外取締役 |

- (注) 1. 取締役のうち藍澤基彌氏、齊田國太郎氏、増井喜一郎氏および太田順司氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち広瀬雅行氏、椿慎美氏および関根淳氏は、社外監査役であります。
3. 監査役加藤尚人氏は、財務・総務等の業務における豊富な経験と実績から、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役椿慎美氏は、公認会計士としての専門的な知識と経験があり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役関根淳氏は、日本銀行における長年の経験があり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役藍澤基彌氏、取締役齊田國太郎氏、取締役増井喜一郎氏、取締役太田順司氏、監査役広瀬雅行氏、監査役椿慎美氏および監査役関根淳氏は、各証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

7. 当事業年度中における取締役の地位および担当の異動は次のとおりであります。

| 氏名 | 異動前 | 異動後 | 異動年月日 |
|------|--|--|-------------|
| 岩熊博之 | 代表取締役社長 社長執行役員 開発推進部管掌 | 常任顧問 | 2019年12月20日 |
| 土本清幸 | 取締役 専務執行役員 ビルディング事業部管掌 | 代表取締役 社長業務代行 専務執行役員 ビルディング事業部管掌 | 2019年5月17日 |
| | 代表取締役 社長業務代行 専務執行役員 ビルディング事業部管掌 | 代表取締役社長 社長執行役員 ビルディング事業部管掌 | 2019年12月20日 |
| 岩崎範郎 | 取締役 常務執行役員 企画総務部（総務）、財務部、 法務室管掌 | 代表取締役 常務執行役員 企画総務部（総務）、財務部、 法務室管掌 | 2019年12月20日 |
| 林 信一 | 取締役 執行役員 不動産ソリューション部管掌 | 取締役 執行役員 ビルディング事業部副管掌 | 2020年1月1日 |

8. 執行役員は取締役の土本清幸氏、岩崎範郎氏、山田和雄氏および林信一氏のほか次の2名であり、その担当業務は以下のとおりであります。

執行役員 水田廣樹 大阪支店長
執行役員 中尾友治 企画総務部（企画）、開発推進部（企画）管掌

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

(3) 取締役の報酬等の決定方針等

当社は、取締役の報酬の客観性や透明性を確保するため、取締役会の下に、委員長を社外取締役、委員の過半数を社外取締役とする任意の報酬委員会を設置しております。

取締役の報酬は固定の基本報酬、短期インセンティブとしての賞与および中長期インセンティブとしての業績連動型株式報酬（ただし、社外取締役は固定の基本報酬のみ）からなり、企業業績および中長期的な企業価値の向上に対する動機付けや優秀な人材の確保、株主との価値共有に配慮した体系としております。

取締役の報酬は、報酬委員会による取締役の報酬等に係る基本方針、報酬等の総額、個人別の報酬等の内容に係る審議・答申を踏まえ、取締役会の決議により決定されます。また、報酬委員会は、取締役会が株主総会に提出する取締役の報酬等に関する事項について、取締役会からの諮問を受け、当該事項に対する意見を取締役会に答申します。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分 | 支給人員 | 報酬等の額 |
|--------------|---------|---------------|
| 取締役（うち社外取締役） | 9名（4名） | 251百万円（28百万円） |
| 監査役（うち社外監査役） | 4名（3名） | 56百万円（35百万円） |
| 合 計（うち社外役員） | 13名（7名） | 307百万円（64百万円） |

- (注) 1. 上記には、2019年12月20日付で辞任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額は、2008年6月26日開催の第88回定時株主総会決議により社外取締役を除く取締役については年額2億500百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与とは含まない）、2018年6月26日開催の第98回定時株主総会決議により社外取締役については年額40百万円以内となっております。
3. 上記（注）2. 記載の取締役の報酬等の額とは別枠で、2019年6月26日開催の第99回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。）および執行役員（国内非居住者を除き、以下総称して「取締役等」という。）に対する業績連動型株式報酬制度を導入しており、取締役等への当社株式等の給付を行うための当社株式の取得資金として信託へ拠出する資金の上限を、3事業年度を対象に1億50百万円と決議いただいております。
- なお、上記の取締役の報酬等の額には、業績連動型株式報酬として当事業年度に費用計上した24百万円を含んでおります。
4. 監査役の報酬等の額は、2018年6月26日開催の第98回定時株主総会決議により年額70百万円以内となっております。
5. 上記の取締役の報酬等の額には、基本報酬のほか、取締役賞与55百万円を含んでおります。なお、当社における取締役賞与は、株主総会決議により決議いただいた上記（注）2. の取締役の報酬等の額の範囲内で支給させていただくこととしております。
6. 上記の取締役の報酬等の額には、当事業年度に逝去した前代表取締役社長に対する弔慰金20百万円は含まれておりません。
7. 2019年10月に公表した当社元従業員による不正行為に伴う特別損失の発生および2020年3月期第2四半期報告書の提出期限延長等に関し、経営責任を明確化するため、2019年12月から、以下のとおり役員報酬を減額しております。

また、併せて、常勤監査役も報酬の自主返上をしております。

| | |
|-----------------------------|-------------------|
| 代表取締役社長 社長執行役員 | 月額報酬の30%を減額 3ヶ月 |
| 代表取締役 専務執行役員 | 月額報酬の20%を減額 3ヶ月 |
| 取締役 常務執行役員 | 月額報酬の10%を減額 3ヶ月 |
| 取締役 執行役員 (不動産ソリューション部管掌) | 月額報酬の20%を減額 3ヶ月 |
| 常勤監査役 | 月額報酬の10%を自主返上 1ヶ月 |

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

| 区分 | 氏名 | 重要な兼職先の状況 | 当社との関係 |
|-----|-------|--------------------------|---|
| 取締役 | 藍澤基彌 | 藍澤證券株式会社相談役 | 当社は、同社との間でお互いの株式を保有しておりますが、同社による当社株式保有割合は当社発行済株式総数の1%未満であります。 |
| 取締役 | 齊田國太郎 | 住友大阪セメント株式会社社外取締役 | 重要な関係はありません。 |
| | | キャノン株式会社社外取締役 | 重要な関係はありません。 |
| 取締役 | 増井喜一郎 | 公益財団法人日本証券経済研究所理事長 | 当社は、同社との間で不動産賃貸に係る取引がありますが、取引額の占める割合は当社連結営業収益(連結売上高)の1%未満であります。 |
| | | 株式会社日本格付研究所社外取締役 | 重要な関係はありません。 |
| 取締役 | 太田順司 | 株式会社東芝社外取締役 | 重要な関係はありません。 |
| 監査役 | 椿 慎美 | セイコーエプソン株式会社社外取締役(監査等委員) | 重要な関係はありません。 |
| 監査役 | 関根 淳 | 株式会社SBJ銀行社外取締役 | 重要な関係はありません。 |

② 当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 取締役会等の出席状況 | 主な活動状況 |
|-----|-------|----------------------|--|
| 取締役 | 藍澤基彌 | 取締役会 14回/14回 (100%) | 知識・経験を活かし、客観的な視点から取締役会の意思決定のための適切な助言を行っております。 |
| 取締役 | 齊田國太郎 | 取締役会 14回/14回 (100%) | 知識・経験を活かし、客観的な視点から取締役会の意思決定のための適切な助言を行っております。 |
| 取締役 | 増井喜一郎 | 取締役会 14回/14回 (100%) | 知識・経験を活かし、客観的な視点から取締役会の意思決定のための適切な助言を行っております。 |
| 取締役 | 太田順司 | 取締役会 13回/14回 (92.9%) | 知識・経験を活かし、客観的な視点から取締役会の意思決定のための適切な助言を行っております。 |
| 監査役 | 広瀬雅行 | 取締役会 14回/14回 (100%) | 知識・経験を活かし、監査に関する重要事項の協議および取締役会の意思決定過程の適正性・妥当性の確保のために適宜質問・指摘を行っております。 |
| | | 監査役会 12回/12回 (100%) | |
| 監査役 | 椿 慎美 | 取締役会 13回/14回 (92.9%) | 知識・経験を活かし、監査に関する重要事項の協議および取締役会の意思決定過程の適正性・妥当性の確保のために適宜質問・指摘を行っております。 |
| | | 監査役会 11回/12回 (91.7%) | |
| 監査役 | 関根 淳 | 取締役会 13回/14回 (92.9%) | 知識・経験を活かし、監査に関する重要事項の協議および取締役会の意思決定過程の適正性・妥当性の確保のために適宜質問・指摘を行っております。 |
| | | 監査役会 11回/12回 (91.7%) | |

(注) 当社不祥事等に関する対応の概要

2019年10月に公表した当社元従業員による不正行為について、各氏は事前には当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等においてコンプライアンス等の重要性について注意喚起しており、当該事実の発覚後は、速やかな事実関係および原因の究明を求めるとともに、再発防止策の策定等に関して必要な提言を行いました。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

46百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

46百万円

- (注) 1. 当事業年度における報酬等の額には、当事業年度に判明した当社元従業員による不正行為に対する追加監査業務に係る報酬が含まれております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、関係部署および会計監査人から必要とする資料を入手し、または報告を受け、監査計画の内容、前年の監査実績、監査報酬の推移および報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の規定に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査体制、独立性、専門性および職務遂行状況等を確認し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断する場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を次のとおり整備し、適法で効率的な企業体制の構築を図っております。

- ① 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 当社は、独立役員である社外取締役および社外監査役を選任し、取締役会の経営・監督機能、監査役の監査機能の強化を図る。
 - イ. 当社は、「企業行動憲章」、「平和不動産グループ行動規範」および「コンプライアンス規程」を定め、それらの周知徹底を図ること等により、取締役、執行役員および職員に対して、法令・定款の遵守を徹底することはもとより、公正で高い倫理観を有することを求め、広く社会から信頼される経営体制を確保することに努める。
 - ウ. 当社は、「内部通報規程」および「外部通報規程」等に基づき、コンプライアンス上の問題等が発生した場合の取引先等を含む社内外からの通報・相談手段としてコンプライアンス・ホットライン等を設け、その早期発見と適切な対応を行う。
 - エ. 当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には、毅然とした態度で対応する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定記録やりん議書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および「文書保存・廃棄規程」等に基づき、適切に保存・管理する。
取締役および監査役は、常時これらを閲覧することができる。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 当社は、リスク管理の実行を経営に係る重要課題であるとの認識の下、「リスク管理規程」を定めるとともに、当該規程において「リスク管理委員会」を設置し、対象となるリスクおよび管理の所在等を明確にすることにより、リスク管理の実効性を確保するよう努める。
 - イ. 「リスク管理委員会」は、所管する事項について、必要に応じて取締役会および監査役会へ報告する。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 当社は、執行役員制度を導入し、経営と業務執行に関する機能と責任を分離し、意思決定の迅速化と経営の効率化を図る。

- イ. 当社は、担当役員制ならびに「取締役会規則」「執行役員会規則」「事務分掌規程」等社内諸規則に定められた職務権限および意思決定方法により、取締役の職務執行が効率的に遂行されるように努める。
 - ウ. 年度事業計画等の策定により、全社的な目標を設定し、職務執行を効率的に推進する。
- ⑤ 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社は、当社およびその子会社（併せて「当社グループ」と総称する。）を対象とする「関係会社管理規程」を定め、管理の所在等の明確化を図ることにより、当社グループとしての業務の適正性を確保するよう努める。
 - イ. 当社は、当社グループに係る戦略の立案、子会社に係る指導およびモニタリングその他の経営管理、財務運営および連結決算に係る管理、財務報告に係る内部統制の整備および運用ならびに有効性評価に係る管理、業務運営に係る管理等を統括する。
 - ウ. 当社は、当社が定める「企業行動憲章」、「平和不動産グループ行動規範」および「コンプライアンス規程」を当社グループに対しても適用し、それらの周知徹底を図ること等により、当社グループの役員に対して、法令・定款の遵守を徹底することはもとより、公正で高い倫理観を有することを求め、広く社会から信頼される経営体制を確保することに努める。
 - エ. 当社は、リスク管理の実行を経営に係る重要課題であるとの認識の下、当社が定める「リスク管理規程」に基づき、当社グループにおいて対象となるリスクおよび管理の所在等を明確にすることにより、リスク管理の実効性を確保するよう努める。
 - オ. 当社は、「関係会社管理規程」等に基づき、子会社に関する重要事項については、原則として事前に報告することを義務付ける。
 - カ. 当社は、主要な子会社に取締役、監査役を派遣し、取締役は当該子会社の取締役の職務執行を監督し、監査役は当該子会社の業務執行状況を監査する。
 - キ. 当社は、グループ連結経営に関する事項について報告または協議を行うことを目的として、関係会社経営会議や関係会社事務連絡会を設け、事業の方針および経営情報等を共有するとともに、子会社に関する重要事項については、取締役会に報告する。
 - ク. 当社は、財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制の整備および運用の基本方針」を定め、その実現に向けて「財務報告に係る内部統制連絡会」を設置し、当社グループを横断する協力体制を整えるよう努める。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項および当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ア. 当社は、監査役室を設置し、監査役が行う監査に関する事項および当該職務を補助する使用人を配置する。
- イ. 当該使用人は、監査役の仕事に補助するに際しては、監査役の指揮命令に従うこととし、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ウ. 当該使用人の任命および異動は監査役の同意を必要とし、また、その評価については監査役の意見を十分に尊重する。
- ⑦ 当社の監査役の仕事の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその仕事に執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の仕事に執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑧ 当社の監査役への報告に関する体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査役は、取締役会や執行役員会等の会議に出席し、意見を述べるとともに、その議事録やりん議書等の写しを受領し、それに対する報告等を求める。また、監査役は、定期的に代表取締役、内部監査部門および会計監査人と協議の場を持つ。
- イ. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告を行う。
- ウ. 当社は、関係会社経営会議または関係会社事務連絡会において報告された子会社に関する内容、子会社に対する内部監査の結果およびコンプライアンス・ホットライン等による通報内容の重要事項を、監査役に報告する。
- エ. 当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況は、次のとおりであります。

- ① コンプライアンス体制に関する取組み
「平和不動産グループ行動規範」を制定し、役職員に対して法令遵守の徹底を図るとともに、コンプライアンスに関する研修等を定期的に変更してあります。
コンプライアンス・情報セキュリティ等の全社一斉点検を実施し、その結果を社内周知することにより、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

内部通報制度を当社グループ全体に適用し、子会社の役職員も利用可能なホットラインとして運用していることに加え、当事業年度においては、外部通報制度を新設し取引先等からの通報窓口を設けたほか、社内相談窓口を新設し不正行為に限らず業務上の悩み等を幅広く相談できる窓口を社内を設置することで、コンプライアンス上の問題の早期発見に努めております。

② リスク管理体制に関する取組み

グループ内部統制の一環として「リスク管理規程」を子会社にも適用し、当社グループとしての危機管理に必要な体制を確立しております。また、代表取締役社長を委員長としたリスク管理委員会（当事業年度は5回開催）を開催し、「リスク管理規程」に基づき当社グループ内の顕在化したリスクの把握、それに対する再発防止策等の審議を行っております。

物件の取得・売却に関しては、取締役会における審議に先立ち「投資リスク等検討ワーキング」を開催し、取得・売却のリスク分析等のほか、業務プロセスの適切性の確認等を行い、その結果を執行役員会に報告しております。

「事業継続計画（BCP）」およびこれに基づく対応マニュアルを作成し、定期的に点検することにより、緊急時における企業危機のリスク軽減に努めております。

③ 効率的業務執行体制に関する取組み

執行役員制度を導入し、執行役員会は業務執行の機動的な意思決定を行っております。

取締役会の重要な審議案件の「年度事業計画」の策定に際しては、各部署において十分に検討のうえ、関係会社経営会議、執行役員会において経営計画における課題および対応について協議・論点整理を行ったうえで取締役会に付議することにより、職務執行を効率的に推進しております。

取締役会の諮問機関として任意の指名委員会ならびに報酬委員会を設置しており、それぞれの委員長および委員の過半数を社外取締役とすることにより、役員人事ならびに取締役および執行役員の役員報酬等の客観性・透明性を確保しております。

取締役会の実効性評価のため、取締役および監査役全員を対象として自己評価アンケートを実施し、その評価結果をもとに、改善のための議論を行い、取締役会の実効性向上を図っております。

当事業年度において執行役員会規則を改正し、たな卸資産売却時における執行役員会付議事項の厳格化を図り、牽制機能の強化を図っております。

④ 企業集団体制に関する取組み

「関係会社管理規程」に子会社の業務運営に係る管理統括の所管部署を定め、当社グループ間の事業連携の強化を図っております。

また、子会社とは定期的に「関係会社経営会議」を開催し、子会社の事業計画の進捗を確認・協議する

とともに、「関係会社事務連絡会」を定期的で開催し、当社グループにおける内部統制システムの運用状況を確認しております。

子会社に兼務役員を派遣し、当該子会社の取締役等の職務執行の監督または監査を行うことにより、子会社の業務執行の管理を行っております。

⑤ 監査役監査体制に関する取組み

監査役は取締役会等の重要会議に出席し、審議内容については必要に応じて説明を求めているほか、代表取締役社長、内部監査部門および会計監査人とグループ統制の状況等について定期的に意見交換を行っております。

監査役を補助する使用人を1名配置し、当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、その評定にあたっては監査役の意見を十分に尊重し決定しております。

「内部通報規程」に基づき、当社グループの役職員が利用可能なコンプライアンス・ホットラインを運用しており、監査役へ報告した者が、報告を理由として不利な取扱いを受けないよう体制を整備しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2018年6月26日開催の第98回定時株主総会において、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を継続して採用することについてご承認いただき、その概要は、次のとおりです。

① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続して向上していく者でなければならないと考えます。

また、当社は、当社株式の大量買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではなく、当社の支配権の移転を伴うような株式の大量買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、株式の大量買付行為の中には、その対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を明白に侵害するもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の内容等を検討し、または取締役会が代替案を提案するための時間や情報を十分に提供しないものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるものもあります。

したがって、当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このよう

な者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

1. 企業価値向上のための取り組み

当社は、ビル賃貸事業の拡大という課題に対するアクションプランとして、「中長期経営計画 over the “NEXT DECADE”」を2014年4月に策定し、これからの10年、「街づくりに貢献する会社」という次なるステージを目指すこととしました。

2014年度から2016年度を計画期間とした中長期経営計画フェーズⅠにおいては、重点戦略として、「日本橋兜町再活性化プロジェクト」、「ビル賃貸事業のブラッシュアップ」、「リートAM事業等フィービジネスの拡大」および「体制の強化と財務規律の維持」を掲げてまいりました。

このような取り組みの結果、中長期経営計画フェーズⅠにおける連結営業利益、連結経常利益、D/Eレシオの各計数目標をすべて達成いたしました。

2017年度から2019年度を計画期間とした中長期経営計画フェーズⅡにおいては、日本橋兜町・茅場町再開発が本格的に始動する新たなステージとなります。中長期経営計画の最終ステージに向けて、再開発プロジェクトの着実な推進、ビル賃貸事業のブラッシュアップなどにより、持続的な企業価値向上を目指して、事業成長基盤を構築する3年間と位置付けており、以下の重点戦略に取り組んでまいります。

- (1) 日本橋兜町・茅場町再活性化プロジェクト
- (2) ビル賃貸事業のブラッシュアップ
- (3) 不動産ソリューションビジネスの拡大・多角化
- (4) 事業戦略遂行の体制強化、安定的な株主還元の実施

2. コーポレート・ガバナンス体制の整備のための取り組み

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要な課題と位置づけ、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の信頼に応えるとともに、公正で効率的な企業経営を行うため、当社グループ全体としてコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

1. 本プランの目的

本プランは、上記①に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させることを目的としております。

当社取締役会は、(1) 当社株主の皆様が買収の是非を適切に判断するための時間・情報を確保すること、(2) 当社株主の皆様のために大量買付者と交渉を行う機会を確保すること、(3) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する大量買付行為を抑止すること、以上を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断しました。そこで、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一環として、本プランの継続を決定いたしました。

2. 本プランの概要

本プランは、一定規模以上の当社株式の買付けを行おうとする大量買付者に対し、買付プロセスに従うことを求めています。

当社は、(1) 大量買付者が買付プロセスを遵守しないと判断した場合、または(2) いわゆる東京高裁四類型および強圧的二段階買収に該当する場合には、対抗措置を発動することがあります。

なお、当社取締役会は、この判断に際して、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者から構成される委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社取締役会は、独立委員会の勧告により対抗措置の発動の可否につき株主の皆様のご意思を確認することがあります。

上記の本プランにおける対抗措置は、新株予約権の無償割当としております。

④ 上記の各取り組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

1. 基本方針の実現に資する取り組みについて

上記②および③に記載した各取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各取り組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 本プランの合理性

(1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大量買付けが行われる場合に、大量買付者に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、当社株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

- (2) 当該取り組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組みは、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- a. 本プランは「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を完全に充足しており、かつ、「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容に沿っていること
- b. 本プランは、株主総会において、当社株主の皆様のご承認をいただいております。また、その有効期間は3年間とし、有効期間の満了前であっても当社株主総会で本プランを廃止する議案が承認された場合等には本プランが廃止されること
- c. 本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されていること
- d. 当社取締役会から独立した者で構成する独立委員会を設置し、発動事由の該当性等につき評価・検討し、当社取締役会に勧告するものとされていること
- e. 本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により廃止することができるものとされていること

以 上

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|----------------|----------------------|----------------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流 動 資 産 | 59,013 | 流 動 負 債 | 22,251 |
| 現金及び預金 | 15,766 | 営業未払金 | 2,236 |
| 営業未収入金 | 1,121 | 1年内償還予定の社債 | 2,092 |
| 有価証券 | 13,002 | 短期借入金 | 6,250 |
| 販売用不動産 | 24,659 | 1年内返済予定の長期借入金 | 5,736 |
| 仕掛販売用不動産 | 785 | 未払法人税等 | 2,509 |
| その他のたな卸資産 | 2 | 未払消費税等 | 1,397 |
| 営業出資 | 485 | 役員賞与引当金 | 68 |
| その他 | 3,192 | 賞与引当金 | 211 |
| 貸倒引当金 | △2 | 資産除去債務 | 21 |
| 固 定 資 産 | 280,291 | その他 | 1,727 |
| 有形固定資産 | 222,347 | 固 定 負 債 | 209,992 |
| 建物及び構築物 | 75,182 | 社 債 | 23,107 |
| 機械装置及び運搬具 | 366 | 長期借入金 | 145,791 |
| 工具、器具及び備品 | 235 | 長期未払金 | 4,004 |
| 土地 | 144,010 | 長期預り敷金保証金 | 22,188 |
| 建設仮勘定 | 2,552 | 繰延税金負債 | 6,264 |
| 無形固定資産 | 22,625 | 再評価に係る繰延税金負債 | 7,663 |
| 借地権 | 22,518 | 株式給付引当金 | 24 |
| その他 | 107 | 退職給付に係る負債 | 292 |
| 投資その他の資産 | 35,317 | 資産除去債務 | 655 |
| 投資有価証券 | 30,751 | その他 | 1 |
| 従業員に対する長期貸付金 | 2 | 負 債 合 計 | 232,243 |
| 繰延税金資産 | 189 | (純資産の部) | |
| その他 | 4,374 | 株 主 資 本 | 78,722 |
| 貸倒引当金 | △0 | 資 本 | 21,492 |
| 繰 延 資 産 | 240 | 資 本 剰 余 金 | 19,720 |
| 社債発行費 | 240 | 利 益 剰 余 金 | 39,996 |
| 資 産 合 計 | 339,545 | 自 己 株 式 | △2,487 |
| | | その他の包括利益累計額 | 28,579 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 11,584 |
| | | 土地再評価差額金 | 16,995 |
| | | 純 資 産 合 計 | 107,302 |
| | | 負 債 純 資 産 合 計 | 339,545 |

連結損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------|-------|--------|
| 売上高 | | 46,639 |
| 売上原価 | | 31,548 |
| 売上総利益 | | 15,091 |
| 販売費及び一般管理費 | | 4,187 |
| 営業利益 | | 10,903 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び受取配当金 | 485 | |
| 雑収 | 23 | 509 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 1,072 | |
| 社債利息 | 183 | |
| 社債発行費 | 64 | |
| 雑損 | 86 | 1,407 |
| 経常利益 | | 10,006 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 256 | 256 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 18 | |
| 投資有価証券評価損 | 85 | |
| 不正関連損失 | 177 | |
| 減損 | 8 | 289 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 9,972 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,146 | |
| 法人税等調整額 | △219 | 2,926 |
| 当期純利益 | | 7,046 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 7,046 |

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 55,395 | 流動負債 | 24,131 |
| 現金及び預り金 | 12,844 | 営業未払金 | 1,923 |
| 現金及び未収入金 | 554 | 1年内償還予定の社債 | 2,092 |
| 有価証券 | 13,002 | 短期借入金 | 9,020 |
| 不動産 | 24,659 | 1年内返済予定の長期借入金 | 5,736 |
| 建物 | 785 | 未払金 | 93 |
| 構築物 | 485 | 未払費用 | 108 |
| 機械及び装置 | 51 | 未払法人税等 | 2,343 |
| 運搬具 | 2,822 | 未払消費税等 | 1,316 |
| 車両運搬具 | 15 | 前払費用 | 1,238 |
| 備品 | 5 | 預り金 | 45 |
| 土地 | 144 | 役員賞与引当金 | 55 |
| 建物仮勘定 | 23 | 賞与引当金 | 136 |
| 仮倒産引当金 | △2 | 資産除去債務 | 21 |
| 固定資産 | 277,662 | 固定負債 | 207,180 |
| 有形固定資産 | 212,144 | 社債 | 23,107 |
| 建物 | 72,173 | 長期借入金 | 145,791 |
| 構築物 | 169 | 長期未払金 | 4,000 |
| 機械及び装置 | 362 | 長期預り敷金保証金 | 21,367 |
| 運搬具 | 0 | 繰延税金負債 | 4,476 |
| 車両運搬具 | 188 | 繰延税金負債 | 7,663 |
| 備品 | 136,697 | 株式給付引当金 | 24 |
| 土地 | 2,552 | 退職給付引当金 | 118 |
| 無形固定資産 | 22,597 | 資産除去債務 | 632 |
| 商標権 | 22,518 | 負債合計 | 231,311 |
| 著作権 | 1 | (純資産の部) | |
| リース権 | 67 | 株主資本 | 73,622 |
| リース権 | 9 | 資本金 | 21,492 |
| リース権 | 0 | 資本剰余金 | 19,720 |
| 投資その他の資産 | 42,919 | 資本準備金 | 19,720 |
| 投資有価証券 | 27,647 | 利益剰余金 | 34,896 |
| 関係会社株券 | 8,351 | 利益準備金 | 1,453 |
| その他の関係会社有価証券 | 2,569 | その他利益剰余金 | 33,443 |
| 出資金 | 21 | 固定資産圧縮積立金 | 2,329 |
| 従業員に対する長期貸付金 | 2 | 別途積立金 | 10,115 |
| 長期未収入金 | 363 | 繰越利益剰余金 | 20,998 |
| 長期前払費用 | 246 | 自己株式 | △2,487 |
| 貸倒引当金 | 3,717 | 評価・換算差額等 | 28,364 |
| 貸倒引当金 | △0 | その他有価証券評価差額金 | 11,368 |
| 繰延資産 | 240 | 土地再評価差額金 | 16,995 |
| 社債発行費 | 240 | 純資産合計 | 101,986 |
| 資産合計 | 333,298 | 負債純資産合計 | 333,298 |

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-------------------|--------|--------|
| 売 上 高 | | |
| 賃 貸 事 業 収 益 | 21,309 | |
| 不動産ソリューション事業収益 | 20,138 | 41,448 |
| 売 上 原 価 | | |
| 賃 貸 事 業 原 価 | 11,789 | |
| 不動産ソリューション事業原価 | 17,521 | 29,310 |
| 売 上 総 利 益 | | 12,137 |
| 販売費及び一般管理費 | | 2,494 |
| 営業利益 | | 9,643 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び受取配当金 | 1,273 | |
| 雑 収 入 | 23 | 1,296 |
| 営業外費用 | | |
| 支 払 利 息 | 1,080 | |
| 社 債 利 息 | 183 | |
| 社 債 発 行 費 償 却 失 | 64 | |
| 雑 損 失 | 86 | 1,414 |
| 経 常 利 益 | | 9,525 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 256 | 256 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 15 | |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損 | 85 | |
| 不 正 関 連 損 失 | 177 | |
| 減 損 損 失 | 8 | |
| 抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損 | 1,042 | 1,329 |
| 税引前当期純利益 | | 8,452 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,791 | |
| 法人税等調整額 | △255 | 2,536 |
| 当期純利益 | | 5,915 |

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

平和不動産株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 小林 弥 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 安達 則 嗣 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、平和不動産株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、平和不動産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

平和不動産株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 小林 弥 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 安達 則 嗣 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、平和不動産株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および従業員等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、当社は元従業員による不正行為の発覚を受け、再発防止策を実施、運用しておりますが、監査役会は、当社の再発防止策の着実な実行と一層のコンプライアンスの強化の取組みについて継続して監視、検証してまいります。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

平和不動産株式会社 監査役会

| | | |
|--------------|-------|---|
| 常勤監査役 | 加藤 尚人 | Ⓔ |
| 常勤監査役（社外監査役） | 広瀬 雅行 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 椿 慎美 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 関根 淳 | Ⓔ |

以上

メモ

株主総会会場ご案内図

| | | | |
|-----------|---|----------|------------------------------------|
| 会場 | 東京都中央区日本橋兜町2番1号 東京証券取引所 2階 東証ホール | | |
| 交通 | 東京メトロ | 日比谷線・東西線 | 「茅場町」駅 10番出口 徒歩5分 |
| | 東京メトロ | 銀座線・東西線 | 「日本橋」駅 D2・D4番出口 徒歩5分 |
| | 都営地下鉄 | 浅草線 | 「三越前」駅 B6番出口 徒歩7分 |
| | 東京メトロ | 半蔵門線・銀座線 | |

■ **ご入場にあたって** 入口警備員に本招集ご通知もしくは議決権行使書用紙をご提示ください。(ご提示いただけない場合は、ご入場いただけません) 警備員による手荷物および金属探知機の検査がございます。

